

議案第148号 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号「大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

改正内容についてでございますが、「子育て支援時間の創設に伴う給与の減額における文言の追加について」と「会計年度任用職員の勤免手当の創設について」の2点でいずれも一般部局と同様の改正となります。

まずは、「子育て支援時間の創設に伴う給与の減額における文言の追加について」ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、1の改正の趣旨についてであります。職員が仕事と子育てを両立できる勤務環境を充実させる観点から、育児部分休業に準じた新たな休暇制度である「子育て支援時間」を創設するため、「大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が一部改正される予定であり、その

影響を受ける部分について、改正するものでございます。

次に、2の子育て支援時間の内容についてであります。正規職員を対象に小学校又はこれに準ずる学校に就学している子について、第1学年から第3学年までの子に限り、1日につき2時間を超えない範囲で30分単位での休暇の取得ができるようにするものです。取得した時間分は無給扱いとなります。

次に、3の改正内容についてであります。子育て支援時間の給与の減額について、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する旨を追加するものでございます。

次に、4の実施時期についてであります。令和6年4月1日から公布、施行されるものであります。

次に、4ページと5ページをご覧ください。

こちらは改正部分の新旧対照表でございます。

以上、子育て支援時間の創設に伴う給与の減額における文言の追加についての説明とさせていただきます。

続きまして、改正点の2点目、会計年度任用職員の勤勉手当の創設についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず、1の改正の趣旨についてであります。地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉

手当の支給が可能となることから、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、大津市公営企業に従事する会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するにあたり、当該条例の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。新たに勤勉手当に関する規定を創設するものであります。支給月数は、年間2.05月とし、正規職員と同様であります。令和6年度の支給月数の合計が期末手当で2.45月、勤勉手当で2.05月、合計4.5月となります。

次に、3の実施時期についてであります。地方自治法改正法の施行日に準じて令和6年4月1日から施行されるものであります。

最後に、7ページをご覧ください。

こちらは改正部分の新旧対照表でございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。